



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

組合通信

10
2024

重要改正 要確認

令和6年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で出揃う！

令和 6 年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。これによると、中央最低賃金審議会が示した目安額を超える改定が 47 都道府県中 27 県で答申されており、全国加重平均額も、目安額として示された 1,054 円を上回る「1,055 円」となっています。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

令和6年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日
北海道	1010 円(960 円)	令和 6 年 10 月 1 日	滋 賀	1017 円(967 円)	令和 6 年 10 月 1 日
青 森	953 円(898 円)	令和 6 年 10 月 5 日	京 都	1058 円(1008 円)	令和 6 年 10 月 1 日
岩 手	952 円(893 円)	令和 6 年 10 月 27 日	大 阪	1114 円(1064 円)	令和 6 年 10 月 1 日
宮 城	973 円(923 円)	令和 6 年 10 月 1 日	兵 庫	1052 円(1001 円)	令和 6 年 10 月 1 日
秋 田	951 円(897 円)	令和 6 年 10 月 1 日	奈 良	986 円(936 円)	令和 6 年 10 月 1 日
山 形	955 円(900 円)	令和 6 年 10 月 19 日	和歌山	980 円(929 円)	令和 6 年 10 月 1 日
福 島	955 円(900 円)	令和 6 年 10 月 5 日	鳥 取	957 円(900 円)	令和 6 年 10 月 5 日
茨 城	1005 円(953 円)	令和 6 年 10 月 1 日	島 根	962 円(904 円)	令和 6 年 10 月 12 日
栃 木	1004 円(954 円)	令和 6 年 10 月 1 日	岡 山	982 円(932 円)	令和 6 年 10 月 2 日
群 馬	985 円(935 円)	令和 6 年 10 月 4 日	広 島	1020 円(970 円)	令和 6 年 10 月 1 日
埼 玉	1078 円(1028 円)	令和 6 年 10 月 1 日	山 口	979 円(928 円)	令和 6 年 10 月 1 日
千 葉	1076 円(1026 円)	令和 6 年 10 月 1 日	徳 島	980 円(896 円)	令和 6 年 11 月 1 日
東 京	1163 円(1113 円)	令和 6 年 10 月 1 日	香 川	970 円(918 円)	令和 6 年 10 月 2 日
神奈川	1162 円(1112 円)	令和 6 年 10 月 1 日	愛 媛	956 円(897 円)	令和 6 年 10 月 13 日
新 潟	985 円(931 円)	令和 6 年 10 月 1 日	高 知	952 円(897 円)	令和 6 年 10 月 9 日
富 山	998 円(948 円)	令和 6 年 10 月 1 日	福 岡	992 円(941 円)	令和 6 年 10 月 5 日
石 川	984 円(933 円)	令和 6 年 10 月 5 日	佐 賀	956 円(900 円)	令和 6 年 10 月 17 日
福 井	984 円(931 円)	令和 6 年 10 月 5 日	長 崎	953 円(898 円)	令和 6 年 10 月 12 日
山 梨	988 円(938 円)	令和 6 年 10 月 1 日	熊 本	952 円(898 円)	令和 6 年 10 月 5 日
長 野	998 円(948 円)	令和 6 年 10 月 1 日	大 分	954 円(899 円)	令和 6 年 10 月 5 日
岐 阜	1001 円(950 円)	令和 6 年 10 月 1 日	宮 崎	952 円(897 円)	令和 6 年 10 月 5 日
静 岡	1034 円(984 円)	令和 6 年 10 月 1 日	鹿児島	953 円(897 円)	令和 6 年 10 月 5 日
愛 知	1077 円(1027 円)	令和 6 年 10 月 1 日	沖 縄	952 円(896 円)	令和 6 年 10 月 9 日
三 重	1023 円(973 円)	令和 6 年 10 月 1 日	全国加重平均	1055 円(1004 円)	

□ は改定あり
(すべての都道府県で改定)

注意！ 今後、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、順次発効される予定です。最終的に決定された金額を必ず確認するようにしましょう。

★これだけ大幅な引き上げなので、最低賃金割れが増えることが懸念されています。月給制の場合、所定のルールにより時給換算して、最低賃金額と比較する必要がありますので注意が必要です。気軽にご相談ください。

要確認

令和7年度の厚労省予算の概算要求 重点事項に「労働市場改革の推進」など

毎年 8 月 31 日は、各府省庁が財務省に対して来年度の予算の概算要求を行う期限となっています。令和 7 年度(2025 年度)の予算について、厚生労働省からはどのような概算要求が行われたのでしょうか。ポイントを紹介します。

令和 7 年度(2025 年度) 厚生労働省予算の概算要求

- 一般会計総額は「34 兆 2,763 億円」となっています(過去最大)。そのうち、年金・医療等に係る経費が 32 兆 4,375 億円を占めています。
- 今回の概算要求では、次の 3 点を柱とし、重点的な要求を行うこととされています。
 - ・全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築
 - ・持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進
 - ・一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現
- このうち、企業実務に特に関連があるのは、『労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進』といえます。主な項目には、次ページのようなものがあります(抜粋)。



(次ページへ続く)

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等→366 億円
- リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化→1,695 億円
- 人材確保の支援→425 億円
- 障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等→1,920 億円
- 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進→1,415 億円
- ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現→67 億円
- 女性の活躍促進→49 億円



★最近話題の政策には、多くの予算が要求されています。要求どおりに予算が成立するのか？ 具体的にはどのような施策となるのか？ その動向に注目です。

要確認

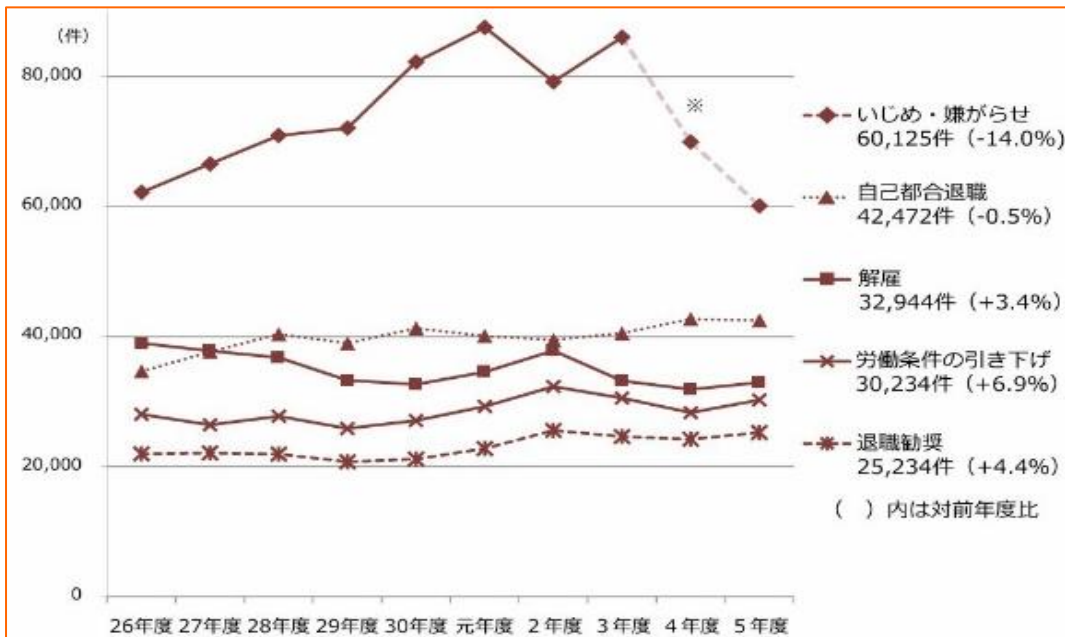
個別労働関係紛争における相談件数 “いじめ・嫌がらせ” が 12 年連続でトップ

厚生労働省から、令和 5 年度「個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。

.....令和 5 年度「個別労働紛争解決制度の施行状況」のポイント.....

- 総合労働相談件数は、121 万 412 件で、4 年連続で 120 万件を超え、高止まり。
- 民事上の個別労働関係紛争における相談、あっせんの申請では「いじめ・嫌がらせ」の件数が引き続き最多（下記は、各項目の「いじめ・嫌がらせ」の件数）
 - 民事上の個別労働関係紛争の相談件数では、60,125 件（前年度比 14.0%減）〔12 年連続最多〕……下記の【図】参照
 - あっせんの申請では、800 件（同 7.6%減）〔10 年連続最多〕
 - 〈補足〉助言・指導の申出では、「いじめ・嫌がらせ」は 960 件で 2 番目に多い。

【図：民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移（10 年間）】



※令和 4 年 4 月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、(これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた) 同法上のパワーハラスメントに関する相談は全て (同法に基づく対応となり) 別途集計することとなったため、令和 3 年度以前と令和 4 年度以降では集計対象に大きな差異がある。

★個別労働関係紛争について、別にパワーハラスメントに関する相談と集計されるものを除いたとしても、「いじめ・嫌がらせ」の件数が多いことは知っておきたいところです。このような状況をみると、各企業において、各種ハラスメントの防止対策などに万全を期す必要があるといえます。

お仕事 カレンダー 10 月

10 / 10

- 9 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

10 / 31

- 9 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 8 月決算法人の確定申告と納税・2025 年 2 月決算法人の中間申告と納税 (決算応当日まで)
- 11 月・翌年 2 月・5 月決算法人の消費税の中間申告 (決算応当日まで)
- 労働者死傷病報告書の提出 (休業 4 日未満の 7 月～9 月分の労災事故について)
- 労働保険料の納付 (延納第 2 期分)



◆あとかき◆